

公開
頭撮り可

平成 29 年 11 月 1 日
厚生労働省老健局老人保健課
課長補佐 井上(内線 3968)
総務係長 深野(内線 3938)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2490
(F A X) 03(3595)4010

「第 150 回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催します

厚生労働省は、第 150 回社会保障審議会介護給付費分科会を次により開催いたしますので、お知らせします。

日時 平成 29 年 11 月 8 日 (水) 9:00~12:00

場所 ベルサール飯田橋駅前 ホール (1 階)
東京都千代田区飯田橋 3-8-5

議題 1. 平成 30 年度介護報酬改定に向けて (通所介護、療養通所介護、
通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、
看護小規模多機能型居宅介護、居宅療養管理指導)
2. その他

傍聴者 若干名

募集要領 傍聴を希望する場合は、傍聴希望者の①「住所」、②「氏名」、③「所属」、
④「職業」、⑤「電話番号」、⑥「FAX 番号」、⑦「社会保障審議会介護給付費
分科会の傍聴を希望する旨」を記入の上、平成 29 年 11 月 3 日 (金) 18 時
(厳守) までに、下記申込先宛に FAX 又は電子メールでお申し込みください。
※期限以降の申し込みは無効になりますのでご注意ください。

希望者が多数の場合は、まず同一団体からの複数希望者について調整をさせて
いただき、その後は先着順になりますので、傍聴できない場合があります。
申し込まれた方は、11 月 6 日 (月) までに当方から特段の連絡がない場合、
傍聴可能です。

なお、傍聴される方は、別紙「傍聴される方の留意事項」を遵守してくだ
さい。

申込先 厚生労働省老健局老人保健課
FAX 番号 : 03-3595-4010
メールアドレス roujinhoken@mhlw.go.jp

傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。

(申込様式)

【第 150 回社会保障審議会介護給付費分科会 (11 月 8 日(水)) 傍聴希望】
(締切 平成 29 年 11 月 3 日 (金) 18 時(厳守))

標記会議の傍聴を希望いたします。

傍聴にあたり、下記の事項を遵守いたします。

① 住 所 : _____

② 氏 名 : _____

③ ④ 所属 (職業) : _____

⑤ 電話番号 : _____

⑥ F A X 番号 : _____

備 考 : _____

※ 傍聴券は送付いたしませんので、ご注意ください。

※ 会議当日は、受付で「所属 (職業)」と「氏名」をお申し出下さい。

【傍聴される方の留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。